千葉、昭和58不5、昭61.2.12

命令書

申立人 櫟山交通労働組合

申立人 X

被申立人 有限会社櫟山交通

主

- 1 被申立人は、申立人Xに対する昭和58年7月19日付けの懲戒解雇を取り消し、原職に復帰させるとともに、原職復帰までの間に同人が受けるはずであった賃金相当額を支払わなければならない。
- 2 被申立人は、申立人組合の代表者執行委員長が正当な組合活動をしたことの故をもって懲戒解雇し、申立人組合の弱体化を狙うなどして、申立人組合の運営に支配介入してはならない。
- 3 被申立人は、本命令書受領後1週間以内に、別紙誓約書と同一文言の文書を申立人組合に 手交するとともに、同一文書を、縦1メートル、横2メートルの上質の白紙の表の全面にか い書で明瞭に墨書し、被申立人会社の正門入口の従業員の見易い場所に、継続して2週間き 損することなく掲示しなければならない。

別 紙

誓 約 書

当社が貴組合の代表者執行委員長であるX氏を懲戒解雇したことは、労働組合法第7条1号及び3号に該当する不当労働行為であると、千葉県地方労働委員会により認定されました。当社は今後かかる行為を繰り返さないことを誓約します。

昭和 年 月 日

有限会社 櫟山交通 代表取締役 B1

櫟山交通労働組合

執行委員長 X 殿

(注:年月日は手交文書にあっては手交の日付を、掲示文書にあっては掲示の日付をそれ ぞれ記載すること。)

理由

第1 認定した事実

- 1 当事者
 - (1)被申立人有限会社櫟山交通(以下「会社」という。)は昭和41年12月8日に設立され、一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー業)を営む有限会社であって、肩書地に本社を置くほか、松戸市内等に営業所を設け、松戸地区内の同業7社で組織する松戸タクシー無線事業協同組合(以下「松戸無線」という。)に加盟して、その無線センターから無線

配車を受けており、本件申立時(昭和58年8月4日)の従業員数は167名、会社の代表取締役B1(以下「B1社長」という。)は松戸無線の常務理事をしている。

- (2) 申立人櫟山交通労働組合(以下「組合」という。)は、会社の従業員によって、昭和45年頃結成された単位労働組合であって、本件申立時の組合員数は105名である。
- (3) 申立人X(以下「X」という。)は、昭和55年7月21日にタクシー運転手として入社したが、後記のごとく、昭和58年7月19日に懲戒解雇された。この間Xは、昭和57年3月に組合の副委員長に、昭和58年3月2日に組合の代表者執行委員長に、それぞれ選出された。

2 労使関係

- (1) 旧執行部時代について
 - ア 昭和57年3月3日、組合は委員長A1名義をもって、会社との間に、①就業規則違反は1回目、2回目は自認書を取り、3回目は解雇とすること、②就業規則違反者に対する処分の当否及び程度等について審議する機関として、労使各側最低2名で構成する懲罰委員会を設置し、毎月一回定期的に審議を行うことを確認する旨の確認書を取り交わした。
 - イ 組合は、同日別途に、委員長A1名義をもって、会社との間に、①走行距離が1出番(会社では隔日勤務制がとられている。)につき280キロメートル未満、又は営業収入が1キロメートルあたり123円未満の者については、その月の賃金から1万円をカットする。②指導対照事項に違反した場合は3万円のカットを行う。但し、懲罰委員会において決定する。③事故の第一原因者となった場合には、会社の負担総額の10パーセントをカットする。——等の条項(以下「カット規定」という。)を含む、賃金改訂に関する協定を締結した。
 - ウ 上記カット規定に対し、組合員間に強い不満があった。
- (2) 新執行部発足後の労使関係
 - ア 昭和58年3月2日、組合は定期大会において、Xを組合代表者執行委員長に選出したほか、書記長A2(以下「A2書記長」という。)ら執行委員を選出し、ここにXを中心とする組合の新執行部が発足した。
 - イ 同月23日、組合は執行委員会を開き、昭和58年度の活動方針として、「実質賃金の向上」、「組織の強化」、「保障の確立」の3点の達成を決定したが、なかでも「保障の確立」の主要内容をなすカット規定の廃止を、当面の最大の目標とすることを確認した。
 - ウ 同月24日と25日の両日、組合は明け番の組合員を集めて、それぞれ明け番集会を開き、上記執行委員会決定の活動方針を発表するとともに、会社に対して、カット規定の廃止、組合事務所の設置、残業手当ての支払いなど8項目を要求事項とする、要求書を提出することを決議した。
 - エ 同月26日、組合は上記決議に基づき、会社に対して、8項目の「労働条件改善に関する要求書」を提出した。
 - オ 同月28日頃、B1社長は組合員に対し、それまでは、出庫後24時間以内に帰庫すればよかった労使慣行に反して、午前8時に出庫した者は翌朝午前2時までに、午前10時に出庫した者は翌朝午前4時までにそれぞれ帰庫することを命じ、この命令に違反した者からは自認書を取ると申し渡した。

- カ 4月2日、組合は会社と、上記8項目の要求事項に関する団体交渉を行った。会社は、カット規定の廃止については、B1社長が「カット条項は櫟山交通の生命線であるから、廃止することは絶対にできない。どうしてもやるなら裁判でもなんでもやってくれ。」と拒否した。
- キ 5月1日から、松戸市福祉タクシー制度が実施され、市内に居住する重度心身障害者(児)がタクシーを利用する場合に、市から障害者等に対し助成金(一回の利用につき430円)、タクシー事業所に対し協力費(同じく430円)がそれぞれ支給されることになった。
- ク 同月21日頃、B 1 社長は組合に対し、「チェック・オフはやらない。」、「コーラ自動 販売機の電気代は会社で支払っているのだからな。」などと発言した。ちなみに、組合 は、さきに会社とチェック・オフ協定を結び、また会社の承認を得て、会社の敷地内 にコカ・コーラ自動販売機を設置し、その年間収入約10万円を組合の財源の一部にあ てていた。
- ケ 6月2日、組合は会社との間に、組合事務所の使用貸借に関する契約を締結し、松 戸営業所の従業員専用駐車場内に、プレハブ造1.7坪の建物を無償で借り受けることと なったが、会社の強い要求に屈し、組合が将来上部団体に加入したときは、直ちに契 約を解除とする旨の特約条項を付加することを余儀無くされた。
- コ 同月17日、組合は組合員に対し、「開拓への道」と題するビラを配付し、このなかに 「我々は組合である。組合には組合の道がある。その道をはずして労働組合はないの である。」などの主張を含め、旧執行部時代のいわゆる御用組合的体質と決別するとの 執行部の決意を表明するとともに、団結の強化を呼びかけた。
- サ 同月17日、18日の両日、組合は組合事務所開きを行い、18日、組合の招待により集まった、松戸地区のタクシー会社、合同タクシー、小金タクシー、みのりタクシーの各労働組合の代表者に対して、タクシー労働者の連携のための団体の結成を呼びかけ、「松戸地区ハイタク連絡協議会」(以下「ハイタク協」という。)を結成し、Xがその議長に選出された。
- シ 同月25日頃、B1社長は組合の旧執行部時代の前書記長であったA3宅に電話を入れ、「今の組合はどうしたらつぶれるのか。」と相談をもちかけた。A3は「A2の場合はいろいろ個人的な問題をいっぱい抱えている。あとは残るX君だ。」などと答えた。
- ス その頃、B1社長は班長会議の席上、「親睦会を結成してA4君を会長にし、半数以 上取れば組合に勝つ。」と発言した。
- セ 同月末頃、会社は、組合がさきに福祉タクシーの協力費を歩合給に組み入れて支給するとの会社の取り扱いに対して出した抗議に対し、松戸無線の理事会で決定されたことであるから、組合がこれと異なるどのような要求をしても無理であると、これを拒否した。これに対し組合は、福祉タクシーの協力費は「介護料」であるからその全額を乗務員に支給すべきだと主張し、7月6日、7日の各明番集会において、執行部は、ハイタク協を通じ、他社の組合と連帯して、会社に対する要求行動を強く推進して行くという方針を打ち出し、組合員の賛同を得た後、同月8日の執行委員会において、その主張実現のためのビラ配付活動を行うことを決定した。
- ソ 7月6日、7日の各明番集会において、組合はカット規定の廃止のためには、法廷

闘争、監督官庁への申告闘争を行うことを決議した。

- タ 同月10日、元執行委員A4は組合を脱退した。
- チ 同月14日、松戸営業所で、B1社長はXを呼び出し「合同タクシーのC1が議長ならわかるが、X君が議長をやるのはおかしい。櫟山の委員長がハイタク協の議長をやっていると、櫟山の社長と委員長がすべての責任を取らなければならないから、議長は辞めてくれないか。」、と言ったが、Xは「社長には関係ないではないか。辞めません。」と答えた。

3 Xの解雇経緯

- (1) Xと客とのトラブル
 - ア 7月15日、Xは松戸営業所から習志野55い8333の車両に乗務して相模台に行き、そこで無線待機をした後、午前10時56分頃、無線センターからの「松戸3丁目、教育会館周辺。」との呼び出しに応答して、無線配車を受け、「松戸3丁目、バス通りから教育会館の方に入って、引っ越しをしているお宅でC2様。」との指示に基づき、午前11時頃、配車場所付近に来たところ、藪崎荘の前に運送業者の引っ越し用トラックが停車しており、その手前に3名の女性がいるのを認めたため、これが客であると早合点し、料金メーターを賃走に入れ替えて待機した。この配車はXの当日の初仕事であった。
 - イ 現場付近の道路は屈曲して、Xの位置からは、トラックの後部を見通すことができず、またタクシーを呼んだ客はXの車が来ていることに気付かなかった。午前11時5分頃、トラックの荷物扱いが終わって、トラックは動き出したが、道路端の電柱にぶつかるなど、運転に手間取っていた。Xが自車を脇の私道に後退させるなどして、トラックと行き違いをした結果、11時12分頃になってようやく、トラックはXがはじめに来た方向へ走って行った。
 - ウ そこで早速 X が 藪崎 荘前の路上に停車したところ、タクシーを依頼する電話をした C 3 (以下「C 3」という。)の父 C 2 が、運転席に近寄って来て、「もうしばらく待ってください。」と言った。 X は、同人が当の客であることに気付き、料金メーターを空車の状態に戻した。つづいて、C 3 が近付いて来たため、 X はタクシーの自動ドア (左後扉)を開け、後ろを向いて、「まだ大分待つんですか。」ときいたところ、C 3 は「もうしばらく待って、トラックを誘導してください。」と言った。 X は現場に到着してから相当の時間が経過していると感じており、C 3の言葉で、さらに時間がかかるものと考え、「貸切りにしていただけませんか。」と申し入れたところ、C 3 は X の態度や口調から受けた印象で、 X がトラックの誘導を面倒なためにいやがっているものと誤解し、C 2 に「乗せてくれないんだって。」と話した。 C 3 の言葉を耳にした姉のC 4 (以下「C 4」という。)が X の車に近付いて来て、話をするうちに、 X の態度が横柄であったこともあって、C 4 は、 X の時間貸切りについての説明にも耳をかさず、口論の末、「そんな面倒くさい車はいらないわよ。」と言った。
 - エ Xは、日頃無線センターから、「客の都合でキャンセルになった場合には、キャンセル料を請求するように。」との指示を流されており、またB1社長からも、かねてから「無線センターの指示は会社の指示と思え。」と言われていたため。「キャンセルするのは自由だけれども、せめてキャンセル料を430円だけでも払ってくれ。」と言って、

キャンセル料として停車時間14分間以内の基本料金である430円を請求した。これに対してC4は、Xから乗車拒否をされたものと受け取り、「乗りもしないタクシーに払う必要はない。」などと言って支払いを拒絶したので、Xは「じゃ、いらねえよ。」と言って帰ろうとしたが、C3が「430円だから払ってあげなさいよ。」と言って、金を取りに家の中へ入って行ったので、Xはしばらく待つことにした。その間、C4は「あんた何んて名前。」と言いながら、車の中を覗き込んで乗務員票を見たので、Xは「私はXです。」と言って、乗務員票を指差した。そうこうするうちにC3が戻って来て、430円を渡したので、Xはそれを受け取った。

オ その後、C 4 は、松戸無線などへ電話をして、X が会社の松戸営業所に所属することを突き止めたうえ、11時45分頃、松戸営業所に電話を入れ、その応対をしたB 2 常 務取締役(以下「B 2 常務」という。)に、X から乗車拒否をされたうえにキャンセル料として430円を取られたという旨の苦情を言い、「上司の方から厳重に注意してください。」と申し入れた。

(2) 会社の対応

- ア 同日、午後3時頃、B2常務が本社へ行き、C4からの苦情電話の内容をB1社長に報告したところ、B1社長は問題の車が会社のものに間違いないかどうか、無線センターに電話をして確認するよう指示した。B2常務は無線センターに電話をかけ、会社が無線のオペレーターとして派遣しているC5を呼び出し、C4への無線配車があったかどうか調べるよう指示し、照応する無線配車伝票があるとの回答を得て、伝票を保管しておくよう指示した後、B1社長にこの旨を報告したところ、B1社長は客の所へ事情聴取に行くよう、B2常務と松戸営業所長B3(以下「B3所長」という。)に命じた。
- イ 同日、午後6時頃、B2常務とB3所長は手土産を持って、松戸市のC2宅を訪れ、 Xが迷惑をかけたことを詫びたうえ、Xが受け取った430円の返済金として1000円を渡し、「きょうのことでもうちょっと詳しいお話をお伺いしたいんですが。」と言ったところ、C2らから「私たちでは余りよくわからないから、娘のところに電話して聞いてみてください。」と言われたため、B3所長が近くの公衆電話でC3宅へ電話を入れたが、C4は不在であったので、C3に対して、あらかじめ用意して行った次のような内容のメモ(以下「メモ」という。)にそって話し、「このとおりで間違いないですね。」と確認を求めた。

(有) 櫟山交通殿

運転者名 X

昭和58年7月15日午前11時 分頃松戸無線へタクシーを頼んだところ、櫟山交通の 習志野55い8333号車が来て、松戸教育会館〜馬橋まで引越しするので、その車に乗車 し後から来るトラックを先導してもらいたいと頼んだところ、そういう事はできない と言い、貸切ならやると言った。貸切がいやならキャンセル料430ーを請求し、お金を 受取り帰って行った。

上記の件について厳重なる処分をされたし。

電話を終えたB3所長らは家の中に戻り、C3がメモのとおりで間違いないと言っている旨を伝えたうえ、その内容を書き写して署名するように依頼した。そこでC4の兄嫁がそれを書き写し、C2がそれに捺印した。(この文書を以下「署名文書」という。)

- ウ B2常務らが会社へ署名文書を持ち帰って、B1社長に見せたところ、B1社長は B2常務らに「明日にでもC4さんのサインをもらってくるように。」と命じた。
- エ 翌16日、午前9時頃、B2常務とB3所長は松戸市のC3宅を訪問し、その場にいたC4に署名文書を見せ、内容を確認したうえで間違いがなければ署名をするように求めたところ、C4は「このとおりで間違いないです。ただ余りしゃくにさわったので。また運転手の態度も悪くて。」と言ってこれに署名捺印した。
- オ 同日午後、B2常務らが本社へ行き、B1社長に署名文書を見せたところ、B1社 長は「日付が入っていない。」と言って、「58年7月16日」と記入した。
- カ 同日、会社は、午後4時頃、本社でB1社長、B2常務、B3所長ら会社幹部5名が出席して管理者会議を開き、席上、B2常務とB3所長が、Xが前日C4らに対して乗車拒否、不当料金請求をしたことは客の話から考えて間違いないと報告し、さらにB2常務がXの乗務記録にキャンセル料を受領した旨の記載がないため、Xが料金着服をも犯していると判断せざるをえないと付加した。また、B1社長はB2常務に「Xは明日出番であるから、事情聴取をし、事実について自認書を出させるように。」と命じた。

(3) Xの解雇

- ア 7月17日、Xは、午前9時30分頃出勤したところ、B2常務から「話があるから、待っているように。」と言われて待つうち、他の乗務員が出払った午前10時10分頃、B2常務から事務所に呼び入れられた。その場にはほかにB3所長らがいた。B2常務はXにC4との一件についてありのままを自認書に書いて出すように命じた。Xが「何ら自分にやましいことがないから、自認書は書けない。報告書なら書くよ。」と言って、ノートにC4との一件を報告書として書き、その一葉を切り離して、B3所長に渡したところ、B2常務は「下車勤だ。」と言い渡した。Xは「なぜ下車勤にするんだ。こんなことで下車勤にするのなら、その理由書を書いてくれ。」と言ったが、書く様子がなかったので、「じゃ、誰か組合の証人を連れて来るから、言葉でいいから下車勤の理由を言ってくれ。」と言ったが、B2常務らが事務所から出て行こうとしたため、「会社がそういう態度なら報告書も書く必要はないから、報告書を書いたものを返してくれ。」と言って、報告書を取り戻した。
- イ 同日、午後2時頃、B2常務は無線センターへ行き、さきに保管を指示した前記配車伝票を入手して、会社に持ち帰った。B2常務がB1社長にそれを見せたところ、B1社長はB2常務にそのコピーをとるように指示した。
- ウ 同日、会社は、午後4時頃、前日の5名が出席して、管理者会議を開き、B2常務がXに対する事情聴取の結果、Xの言い分は「お客様の方で結構だということだから、何も問題はないだろう。」ということであるが、客の言い分の方が真実だと思えると報告し、Xに対する処置につき、B1社長が直接Xに自認書の提出を求め、提出した場合は3か月の休職処分程度とし、あくまでも拒否する場合は懲戒解雇処分とすること

を決定した。

- エ 7月19日、Xは、午前9時30分頃出勤すると、B2常務から「社長が来るから待っ ていてくれ。」と言われて、午前10時10分頃A2書記長らを伴い、B1社長の前に行っ た。B1社長は「委員長だからといって何をやってもいいということはないだろう。」 と言ったので、Xは「そのとおりです。」と言った。つづいて、B1社長が「なぜ自認 書を書かない。」ときいたので、Xは「自認書というのは、自分みずから非を認めたこ とに対して自認するのだから、私はそのようなことはしたつもりはないから書けませ ん。但し報告書であれば今すぐにでも書きます。」と答えたところ、B1社長は「うち には報告書という制度はない。自認書という制度しかない。」と言った。Xが自認書を 書くことを拒否する態度を取り続けていたところ、B1社長は「自認書を書かないの は会社にふさわしい人間じゃない。会社の意志に従わないやつは辞めてもらうしかな い。」と言った。Xが「報告書なら書きますから。」と言ったところ、B1社長は「問 答無用だ。解雇だ。」と言って、あらかじめ用意してあった数通の封筒を取り出し、「こ れが解雇通告書、これが給与、これが賞与、これが解雇予告手当だ。受け取れ。」と言 って、それらを自分の机の上に出した。それらをB3所長がXの前に持って行き、受 け取りのサインをするよう求めたので、Xが受け取ってサインをしようとしたところ、 A2書記長が「ちょっと待て。保留にしておけ。」と言って制止したため、Xは「就業 規則第97条11号に照らし昭和58年7月19日付けをもって解雇処分とする。」と記載され た解雇通告書の入った封筒だけを受け取って、ほかの組合役員らとともに組合事務所 に帰った。
- オ 懲戒に関する会社の就業規則の規定は次のようになっている。

(賞罰の方法)

第93条 会社は、賞罰の決定にあたって、慎重公正に行い、また懲罰の場合は、事情により本人に弁明の機会を与え、決定後はすみやかにその理由のてん末を、本人に通知します。

(懲 戒)

第94条 懲戒は、つぎの各号の1または2以上の方法によって行います。

- 1. (略)
- 2. 乗務停止 自認書をとり一定期間乗務を停止し、再教育を受けさせ、或いは 指示しその他の業務に従事させる。
- 3. ~ 5. (略)
- 6. 懲戒解雇 予告期間をおかないで解雇し、退職手当を支給しない。 (中略)

(懲戒解雇該当事項)

- 第97条 会社は、従業員がつぎの各号の一に該当する場合は、懲戒解雇に処します。 ただし、情状によっては、他の懲戒の方法に軽減することがあります。
 - 1. ~10. (略)
 - 11. 区域外営業、乗り合い行為、料金ダンピング、不当料金請求、水増し料金、料金メーター操作、料金メーター封印切り、料金使い込み、車両放棄、チャート紙取りはずしなど指導対照事項の違反行為があったとき、あるいはそれらの

現行が捕捉され、されなくてもその行為のあったことが確実となったとき。 12. ~30. (略)

- カ 各営業所に掲示してある指導対照事項表には、乗車拒否、不当運賃、客扱不良など14 項目が列挙されている。
- (4) キャンセル料の納金について
 - ア これより先、7月16日の朝、Xは前日15日の営業実績である営業回数48、その回数料金20,640円、爾後回数204、その回数料金16,320円、以上合計金36,960円を、水揚げとして会社に納金した。この水揚げにはC4からのキャンセル料430円を含んでいる。Xはこのキャンセル料を、納金と同時に提出した当日の乗務記録(通称「日報」)には、発地欄に「松戸」、着地欄に「花島」、人員欄に「男1」、料金欄に「430円」とそれぞれ記入して、通常の賃走による収入として報告した。このようにキャンセル料を賃走料として記載することは、かなり一般的な慣行であって、また会社がそれまでにこれを是正するよう特に指導したことはなかった。
 - イ 会社は前記7月17日((3)、ア)及び19日((3)、エ)に、Xに対し自認書の提出を 求めたが、キャンセル料の納金の有無については、一言も触れなかった。

(5) 解雇撤回要求等

- ア 7月20日、組合は会社に対し、解雇撤回要求書を提出し、解雇処分の撤回を求める とともに、解雇理由が就業規則第97条11号に掲げられた事由のうち、どれに該当する かを明らかにすることを要求した。
- イ 同月22日、組合は団体交渉において、解雇理由について質したところ、B1社長は「これがすべてだ。」と言って、1枚のメモ(前出のメモと同じ。)を渡したのみで、 具体的な説明はしなかった。

第2 判断及び法律上の根拠

1 当事者の主張

(1) 被申立人の主張

Xは昭和58年7月15日、「乗車拒否」、「不当料金請求」、「料金使い込み」を犯した。即ち、Xは同日10時56分無線配車を受け、松戸3丁目へ行った際、乗客から引っ越しトラックの先導を依頼されたところ、引っ越しトラックと一緒に走ると信号とか曲がる時など待たねばならぬから走れない、貸し切りだったら走ってやると申し向け「乗車拒否」を犯し、みずから乗車拒否をしたのであるから、いかなる名目の料金も請求しえないにもかかわらず、キャンセル料430円を請求して「不当料金請求」を犯し、それを受領したにもかかわらず会社に納金せずして着服し「料金使い込み」を犯した。これらの行為は就業規則第97条11号に規定された、懲戒解雇事由に該当するのであって、会社は企業秩序を維持するためにやむなく懲戒解雇に及ばざるを得なかったものである。

なお、会社は懲戒解雇に先立ち、乗客に対する事情聴取をし、2回にわたり管理者会議を開いたうえ、Xに対して弁明の機会を与え、自認書の提出を求めたが拒否された。また労使間の確認書により、就業規則違反を犯しても、2回までは自認書を提出すれば、解雇されなくても済むにもかかわらず、Xは会社からの自認書提出の求めを拒みつづけ、労使間の確認書による利益をみずから放棄したのである。これらの状況のもとにおける会社の懲戒権の行使は人事上正当なものであり、不当労働行為と言われる余地は全くな

い。

(2) 申立人らの主張

会社はXの解雇理由として「乗車拒否」、「不当料金請求」、「料金着服」の事実を挙げているが、かかる事実は全くない。即ち、キャンセルをしたのは客の方である。キャンセル料を請求したのはキャンセルをされた場合にはキャンセル料を請求するようにとの日頃からの会社の指導に従ったまでである。キャンセル料として受領した430円は、7月15日の水揚げの一部として納金している。

また、懲戒解雇は労働者にとって最大の不利益処分であるから、懲戒権の行使にあたっては、その程度・方法について、客観的妥当性がなければならないにもかかわらず、会社は就業規則及び確認書に基づく懲戒に関する審議機関も設けず、X本人からの事情聴取も弁明も受けず、いきなり自認書を強要するなど、極めて粗雑な手続きと経過によって懲戒解雇処分を行ったものである。また、Xはこれまで自認書を書いたこともなく、ほかに自認書を3枚以上書いた場合も懲戒解雇になった例は一度もないのであって、客観的妥当性を欠いている。

会社は、客の思い違いに起因する些細なトラブルを口実にして、Xに対して懲戒解雇処分を行ったものであって、組合の執行委員長として組合を指導するなど、積極的な組合活動をしてきたXを嫌悪し、同人を企業から排除しようとしてなされた、不当労働行為意思に基づく不利益処分であり、それはまた、組合の執行委員長であり、積極的な活動家であるXを排除することにより組合を弱体化させようとした支配介入である。

2 判 断

(1) 乗車拒否の有無について

前記第1、3、(1)認定のとおり、

- ア 昭和58年7月15日、Xは、無線配車を受けてC4らのもとへ赴いた際、C2から「しばらく待ってください。」と言われた後、C3に対し「まだ大分待つんですか。」ときいたところ、C3から「もうしばらく待ってトラックを誘導してください。」と言われて、現場に到着してから相当の時間が経過していると感じており、C3の言葉でさらに時間がかかるものと考えた。
- イ Xが「貸し切りにしていただけませんか。」と申し入れたのをC3が誤解したことに端を発し、C4はXの接客態度が横柄であったこともあって、時間貸切りについての説明にも耳をかさず、口論の末「そんな面倒くさい車はいらない。」と言った。つまりC4がキャンセルしたのであって、Xが乗車拒否をしたのではない。
- ウ Xにとって、C4への配車は当日の初仕事であり、Xがこの仕事を、その日一日の水揚げの多寡を占う一端とも考えたであろうと推認できないこともないにもかかわらず、Xとしては配車に応じ現場に行ったところ、引っ越しトラックが電柱にぶつかるなど運転に手間取って、相当に時間の無駄が多かった。これらの事情から、Xの態度が横柄であったことは非難されてしかるべきものの、同情の余地もある。

以上の事情を勘案すれば、Xが賃走さえも拒絶する意図をもって、貸切りを申し入れたという事実は認められず、会社の主張は採用できない。証人C4の審問(第10回)における会社の主張にそうごとき証言部分は、にわかに措信しがたい。

(2) 不当料金請求の有無について

前記第1、3、(1)、工認定のとおり、Xは無線センターから「客の都合でキャンセルになった場合にはキャンセル料を請求するように。」との指示を流されており、またB1 社長からもかねてから「無線センターの指示は会社の指示と思え。」と言われており、前記判断のとおりXはC4からキャンセルされたのであるから、Xがこの際キャンセル料を請求したのは、会社の指示に従ったものであり、その受領した額も停車時間14分間以内の基本料金である430円であったことからすれば、Xはむしろ会社の指示に忠実に従ったものと解するのが相当であり、会社の主張は採用できない。

(3) 料金使い込みの有無について

- ア 前記第1、3、(2)、カ認定のとおり、会社は7月16日の管理者会議において、B2 常務がXの乗務記録に、キャンセル料を受領した旨の記載がないことに触れ、Xが料金着服をしたと判断せざるをえない旨の発言をしているが、この発言は乗務記録に記載がないことを理由としているにすぎず、それ以外にXが料金を着服したことを裏付ける資料に基づいたものとは考えられないのみならず、かえって、
- イ 前記第1、3、(4)、ア認定のとおり、① X は 7 月16日朝、15日の水揚げ合計金36,960 円に含めて、キャンセル料430円を納金していること、②納金と同時に提出した日報に は、キャンセル料を通常の賃走収入として記載していること、③会社はそれまでにキャンセル料として日報に記載するよう特に指導したことはないこと、④ X は一般的な 慣行に従って記載したものであること、
- ウ また、前記第1、3、(4)、イ認定のとおり、会社は、7月17日及び19日にXにそれ ぞれ自認書の提出を求めたときにも、キャンセル料の使い込みのことについては一言 も触れていないこと、
- エ さらに、前記第1、3、(5)認定のとおり、会社は7月22日の団体交渉において、組合から解雇理由について、就業規則第97条11号の該当事由の説明を求められたときにも、キャンセル料の使い込みのことについては、一言も説明しなかったことなど、以上の事実を総合すれば、会社は本心ではXがキャンセル料を使い込んだとは考えておらず、本件審査においてこの主張をあえてしているものと解するのが相当であり、会社の主張は採用できない。

(4) 懲戒解雇処分の決定に至る経過について

- ア 前記第1、3、(1)、オ、及び(2)認定のとおり、会社は7月15日にC4から苦情電話が入るや、当日のうちに無線センターに事件にかかわる無線配車伝票の保管を指示し、また謝罪及び事情聴取のためと称して客の家を訪れた際も、既に「厳重なる処分をされたし。」との文言を含むメモを用意して行き、客にメモの写しを書かせて、それに署名捺印させて、これを持ち帰ったうえ、社長みずからこれに年月日を記入するなど、専らXの懲戒のための証拠作りに奔走のあげく、社長以下会社の幹部だけが集まって管理者会議を開いて、Xに事情聴取のうえ自認書を出させることを決定していること、
- イ 上記決定の後、前記第1、3、(3)認定のとおり、会社は7月17日にXを事務所に呼び入れ、B2常務らがC4との一件について自認書の提出を迫った結果、Xは自認書を拒否して報告書なら書くと言って、一度は報告書を書いて差し出したところ、B2常務が即座に下車勤を言い渡し、さらに前記の管理者会議を重ねたうえ、Xに再び自

認書の提出を求め、これに応ずれば3か月の休職処分とし、提出を拒否すれば懲戒解雇処分とすることを決定し、7月19日、B1社長みずからXに自認書の提出を迫り、これを拒否されるや、問答無用として即座に懲戒解雇処分にしたことなど会社の一連の行動を見れば、会社は自認書提出の有無にかかわらず、Xを3か月の休職処分以上の懲戒処分に付するとの決意であったことを推認しうること、

ウ 前記第1、2、(1)、ア認定のとおり、会社は昭和57年3月3日組合と取り交わした 確認書に基づく労使最低2名をもって組織する懲罰委員会を設けておらず、就業規則 違反を理由とするXの懲戒解雇について、この懲罰委員会の審議を経ることなく、会 社の一方的な管理者会議の決定に基づき、これを敢行したこと、

以上を総合すれば、本件懲戒解雇処分は、その行使の過程において、公正妥当を欠いているものと解するのが相当であり、会社が主張するように、正当なる人事権の行使とは到底認められず、会社の主張は採用できない。

(5) 不当労働行為の成否

前記第1、2、(2)認定のとおり、

- ア 昭和58年3月2日に発足した、Xを組合代表者執行委員長とする新執行部が、旧執行部時代の前年3月に組合が会社と協定した、屈辱的な賃金カット規定の廃止を含む8項目の労働条件改善の方針を決定し、3月26日にこの8項目の要求書を会社に提出するや、B1社長は翌々28日頃、それまでは出庫後24時間以内に帰庫すればよかった労使慣行を無視して、午前8時出庫者は翌朝午前2時までに、午前10時出庫者は翌朝午前4時までに、それぞれ帰庫するよう組合員に命じ、違反者からは自認書を取る旨申し渡し、もって組合員の水揚げ時間を削減したこと、
- イ 4月2日の団体交渉において、B1社長は組合に対し、「カット規定は櫟山交通の生命線である。」として、組合のカット規定廃止要求に対しては絶対に譲らず、会社としては裁判をも受けて立つ姿勢を見せ、もって組合の要求をおさえんとしたこと、
- ウ 5月21日には、B1社長は、組合費のチェック・オフはやらないと発言するなど、 もって組合の弱体化を狙う発言をしたこと、
- エ 6月2日には、会社は組合事務所を貸与するにあたって、交換条件として上部団体 への加入を牽制したこと、
- オ B1社長は、さきにXがハイタク協の議長に選出されてから数日後の6月25日頃、 旧執行部時代の前書記長であったA3宅に電話を入れ、「今の組合はどうしたらつぶれ るのか。」と組合つぶしの相談をもちかけ、その返事でXが手強いことを確認したと推 認できること、
- カ B1社長はその頃班長会議で、「親睦会を結成してA4君を会長にし、半数以上取れば組合に勝つ。」と発言し、もって旧執行部時代の元執行委員A4を組合役員にしようとの考えを懐いていたこと、
- キ 会社は6月末頃、福祉タクシー協力費の歩合給組入れについての組合の抗議に対し、 松戸無線の理事会決定事項であることを理由に拒否し、もってB1社長が常務理事を している松戸無線をバックにして組合を牽制したこと、
- ク Xがハイタク協の議長に就任したことは、正当な組合活動の範囲に属すると解する のが相当であるところ、B1社長は7月14日、Xにハイタク協の議長を辞めるよう発

言したこと、

の一連の事実は、そのうちいずれの一つを取ってみても、すべてB1社長及び会社が、 Xを代表者執行委員長に擁する組合の新執行部が発足以来、組合の活動がにわかに活 発化し、旧執行部時代に会社から押されがちであった組合の姿勢を改め、積極的に会 社と対立するに至ったことを、会社及びB1社長が嫌悪したことの表れであり、会社 は組合の代表者執行委員長たるXを懲戒解雇して、企業外に排除し、あわせてXなき 後の組合の弱体化を狙ったものであって、このことはXに対する不利益取扱いである と同時に、組合に対する支配介入であって、労働組合法第7条1号及び3号に該当す る不当労働行為である。

よって、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条を適用して、主文のとおり命令する。

昭和61年2月12日

千葉県地方労働委員会 会長 新 垣 進